

大野はるひこ

おはようございます。

平成 20 年度の予算について質問をさせていただきます。

初めに、平成 20 年度の予算策定に当たりまして、健康生きがい部、福祉部、各所管よりそれぞれの予算の策定に際して、特徴並びにご苦労された点等について詳しくご説明をいただきたいと思えます。

健康推進課長事務取扱健康生きがい部参事

健康生きがい部関係でございますが、来年度 4 月からの後期高齢者医療制度の導入、医療制度の改革がございまして、そちらで一般会計のほかに、後期高齢者医療特別会計等を組みますし、それからその関係です、一般健診事業とか、いろいろな制度の見直しがございます。その中で、区民のニーズに的確にこたえまして、きちんと区民のニーズにこたえられるよう予算の編成を組ませていただきまして、区長があげておりますいたばし No.1 実現プラン、主に医療、福祉、新しい温かいいたばしづくり No.1 になるよう予算編成をさせていただいたつもりでございます。

福祉部管理課長

福祉部におきましては、新しい事業といたしまして、中国残留邦人対策あるいは定住外国人に対する支援等の新規事業がございます。そのほか、既存の扶助費関係が福祉部は多いわけですが、そうした予算をしっかりと組み足しまして、効率的に執行していきたいということで予算は策定いたしました。

主査

ほかの課はいいのかな。それだけ。

大野はるひこ

所管の課というと、個別です、お願いいたします。

主査

いろいろあるでしょう、いっぱいまだ、課長さん 2 人だけじゃないでしょう。特に言いたいという、言いたくなきゃいいから。

健康推進課長事務取扱健康生きがい部参事

健康生きがい部のトップを切りまして、健康推進課でございます。先ほどちょっとお話ししましたが、医療制度改革等での今まであった基本健康診査がございます。それがですね、法の制度で 40 歳以上、保険者がやるということでその分は国民健康保険特別会計でやらせていただきますが、今までやっていた基本健康、特定健診等の影響を見まして、今までどおりですね、特定健康診査については主にメタボリック中心になりますので、今までやった基本健康診査は広く生活習慣病一般の早期発見でございますので、そこら辺で制度的には法的でなくなります、区民一般健康診査ということで一般会計を全部導入させていただいて、そういう形で区民のニーズに合わせて予算を編成させていただいています。あと、少子化の問題でございますので、母子保健事業を所管しているものとして、妊婦健康診査の充実、それからこにちは赤ちゃん事業、それから離乳食お助け隊という少子化対

策の中で母子保健の充実ということで新たな事業も組ませていただいております。

生きがい推進課長

生きがい推進課といたしましては、3本の柱がございます。1つは、生涯学習、例えばグリーンカレッジの整備でありますとか、各種講座の充実といった点に重点を置いて予算を組んでおります。もう一つは、就業支援ということで、高齢者の就業を支援するということがアクティブシニアセンターへの支援とか、シルバー人材センターへの支援等、またその中でまた事業の充実等を図った予算にしております。もう一つは、高齢者の社会参加という視点からですね、今回、新規事業といたしまして、シニア活動センター構想といったものを立てるということで、新しくシニア世代力アップということで、そういった構想づくりを取り組みます。この構想によりまして、やはり今後やっぱり元気な高齢者が大変ふえていくわけですね。その中で、やはりこれからは高齢者の社会参加といったことが大変重要になります。ますますなるだろうということ、こういったシニア活動をどうメニューを提供したり、情報提供したり、あるいは相談機能を設けたり、そういったどういうシニア活動のためのセンターづくりができるか、構想を立てていきたいと考えております。

以上でございます。

介護保険課長

介護保険課では、第三期事業計画中の3年目を迎えます。そういったことで、その中で適切な運営をしていきたいということですが、過日、委員会でもご承認いただきました激変緩和措置、保険料の平成18年度から65歳以上の方の住民税の非課税措置が廃止されたことにより、激変緩和措置も継続をさせていただくということで過日ご承認をいただきました。そのほかにも、今考えているのは生計が困難な方の介護保険料の減額など、そういったものについても新年度で実施できればということで考えております。

予防対策課長

予防対策課では、予算面で大きく変わるものとして2点ございます。1つは、東京都の大気汚染の医療費助成制度の大きな変更にかかわりまして、今まで18歳未満の方が対象だったのが全年齢に拡大されるということで、今後、既に周知が始まっておりますけれども、申請、審査会等が始まるところでございます。それから、もう一点はですね、麻疹対策の関係でございます。1つには、今まで1回しか予防接種を受けていない方々への2回目接種ということで、MR、予防接種の3期、4期、中学1年生と高校3年生の年齢に相当する方への予防接種が新たに始まります。また、予防、これに対する、実際の感染に対する監視ということで、全数報告ということに麻疹がなりましたので、こちらのほうも今年度より立ち上げました感染症ネットワーク会議等を通じまして、予防のほうの情報提供、あるいは医療機関とのネットワークづくりにもさらに力を注いでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

医療制度改革準備対策課長

医療制度改革準備対策課では、今回の医療の改正ということに伴いまして予算組みをしてきたところでございます。会計としましては、一般会計、それから国保の特別会計、後期高齢者の特別会計ということで組んでおります。

まず、後期高齢のほうですけれども、保険料を徴収していくという業務ですとか、また

一般会計を繰り入れて保険料を抑えていく部分、それから定率負担をしていく部分というのがございます。それから、広域連合から受託いたしまして健診、後期高齢のほうの健診も行っていくということがございます。

それから、一般会計になりますけれども、後期高齢者を対象といたしまして、国保の中で受けていたサービスを継続して受けられるような形で同じような内容、はり、きゅう、マッサージの助成ですとか、あと葬祭費につきましては、国保でしたら国保の事業として行っておりますけれども、一般会計で一般施策として葬祭費を出していくという予算組みをしております。

それから、国保特別会計のほうでは、特定健診、保健指導、新たに 始まりますけれども、そちらのほうの経費をとっているというところでございます。

おとしより保健福祉センター所長

おとしより保健福祉センターでは、在宅の高齢者を中心に支援事業を行っております。特に、今回は介護予防のところ、それから個別の相談、支援のところについて配慮をしたところでございます。介護予防につきましては、事業参加者の拡大、それから特定高齢者の把握に努める健診の充実を図っているところでございます。相談、援護の実施につきましては、地域包括センター運営経費の充実、それから高齢福祉事業の充実を図っているところです。そのほか、認知症対策というの大きな課題になってございますので、それについての新規事業もつくっているところでございます。それからあと、組織改正で高齢者相談係がまいりましたので、そちらのほうの事業が一元的に遂行できるように予算を組む面でも配慮したところでございます。

以上です。

生活衛生課長

保健所の移転に伴いまして、管理経費、管理運営経費、光熱水費等の組みかえがありました。それと、食の危機に対応して、残留農薬検査等の回数をふやしていくことで対応しています。

志村健康福祉センター所長（高島平健康福祉センター所長兼務）

志村健康福祉センターを含みます3健康福祉センターでは、従来、志村健康福祉センターで行っていましたが健康増進事業ですけれども、これを3健福センターに拡大いたしまして、さらに栄養コースという栄養に関して発展的に学ぶコースを拡充しましてやっっていくつもりであります。

障がい者福祉課長

障がい者福祉の分野におきましては、制度の変遷が著しい障害者自立支援法に基づきます各種サービスのための予算、これにつきましてきちんと実態に合わせてとっていくということが一つございました。それから、社会参加のため、特に障がい者就労支援の充実を図るということ、その他日常生活援護につきまして、適切な支援を行なうための既存事業のほうをしっかりと執行していくための予算を確保してございます。

障がい者施設課長

障がい者施設課では、従前の福祉園を初めとする障がい者の施設の円滑な運営のための予算を計上しております。それと、予防対策課のほうから、精神障がい者の施設の運営補

助等が当課のほうに移管してまいりました。それと、福祉のまちづくりのほうでは、福祉移動支援センターの開設、その他大山の駅のエレベーターの施設等予算を計上しております。

国保年金課長

国保年金課の特別会計でございますけれども、前回の委員会で国保条例の改正をお願いしましたように、非常に制度が複雑になっておりまして、20年度から開始されていることで大きなところでは後期高齢者の支援金とか、退職者医療制度がなくなって前期高齢者の交付金、そういった形の制度ができましたので、内容的には、私ども医療に必要な部分を確保し支払うということですので変わりませんが、その割合がどういうふうになっているかということも23区の統一保険料の中に当てはめながら、区の予算を立てるということで苦労した次第でございます。

板橋福祉事務所長

福祉事務所では、生活保護法の援護に関する事務を担当しておりまして、生活保護費でございますけれども、生活保護費につきましては、前年に比べまして2.1%の増ということで240億6,900万円余りでございます。それで、福祉事務所では被保護者の経済的自立はもちろんのこと、日常生活とか社会生活の自立を目指しまして、被保護者の自立支援事業の経費を組みまして、被保護者の自立支援に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

板橋健康福祉センター所長

板橋区、23区初の女性健康支援センターを新しくできる保健所に6月から運営開始します。生涯を通じた女性の健康づくりを支援するために、女性健康支援センターを開設しまして、女性のための健康相談事業と、女性の健康に関する情報提供を行います。

主査

大体これでいいのかな。

大野はるひこ

どうもありがとうございました。一般会計に占める福祉費の予算が49.6%、衛生費の予算の構成比が3.9%、合計53.5%の予算の中での事業展開となりますので、ぜひ有効な施策、事業が進められるようお願いをいたします。

次に、認知症、知的障がい者、精神障がい者の徘徊についての質問をさせていただきたいと思います。ページで言いますと、予算の概要のページ23ページのひとり暮らし高齢者見守りネットワークと、あと次のページ24ページの高齢者シェルター、25ページの緊急通報システムに該当するのではないかと思いますけれども、それぞれの事業内容についての説明をいただきたいと思います。

おとしより保健福祉センター所長

ひとり暮らし高齢者見守りネットワークでございます。こちらにつきましては、ひとり暮らしの方で不安を感じる方等に名簿を作成をしまして、そして見守り活動を行なっているものでございます。

見守りとしましては、地域包括センター、それから民生委員さんのご協力を得まして、

連携してですね、実態の把握、それから訪問を行っているところです。そして、町会ですとか、それから老人クラブにもご協力を呼びかけまして、何か気になる方がいらしたらお声をかけていただくということでやってございます。19年度からですね、特にそのやはり地域で徘徊があったり、特に気になる方ですとか、それからおひとり暮らしでも元気な方ということですね、少しきちっと状況を把握をしましてですね、今後特に支援が必要になる方というのを、なるべく事前に把握できるような状況をつくろうということで取り組んでいるところでございます。これにつきましては、連絡会議を設けまして、関係機関でその対応について検討をして見直しをしていくということをやっているところでございます。

名簿につきましては、民生委員、それから警察、消防、あと行政の関係者に配りまして、何かあったときには連絡をして緊急対応するというようなことをやってございます。

それから、高齢者シェルターでございます。こちらについては、高齢者の緊急一時保護ということで、特養ですとか、病院等にベッドを確保しまして、当初の目的としましては、虐待対応ですね、どうしても家族と分離する必要があるとか、緊急に保護する必要があるというときに対応をしているものでございます。まれに、警察等に保護されて家族ですとか、いないというときには、徘徊で迷子になった方についても対応をしているところでございます。

それから、あともう一つ、緊急通報システムでございます。こちらにつきましては、独居の方で、それから心臓疾患等ですね、突発性の疾患のある方を対象に、ボタンを押すと消防署、それから安全センターに通報がすぐに行って、救急車を呼んだり、それから緊急的なときの相談ができる体制をとっているものでございます。こちらにつきましては、そういう意味では、徘徊とちょっと直接関係ないんでございますけれども、高齢者の方で特にそういう意味で突発的な疾患を持っている方について対応をしよう、支援をしていこうというものでございます。

障がい者福祉課長

緊急通報システムにつきましては、重度の身体障がい者の方に対しましても実施をしてございます。やり方は、ほぼ同様のものございまして、20年度は305万円の予算を計上しているところでございます。

大野はるひこ

ありがとうございます。それで、板橋区内にお1人で生活をされているその認知症の方、また精神障がい者の方、知的障がい者の方、何名いらっしゃるかというのは把握されておりますでしょうか。

おとしより保健福祉センター所長

正確な把握はなかなか難しいんでございますけれども、住基上ですとか、あと統計上のもので申しますと、単身でお住まわれている方は約2万人ぐらいというふうに考えてございます。それで、そのほかにも高齢のみ世帯で住まわれている方も5万1,000から2,000人ぐらいいるということで、かなりそういう方がいらっしゃるというふうに認識しております。

(「認知症」と言う人あり)

おとしより保健福祉センター所長

失礼しました。認知症の数の方については、正確な把握はございません。全体の要介護

認定者ですね、うちから以前に 16 年度に統計とったのがございまして、そのときにはひとり暮らしということではないんですけども、要介護認定者の 9,500 人ぐらいの方がですね、認知症、軽いものから含めて認知症というふうになっております。

以上でございます。

主査
簡単に。

障がい者福祉課長

すみません、知的障がい者のひとり暮らしということについては、ちょっと手元に資料がございません。以前、計画をつくる際にアンケートを、生活実態調査をしたことがございます。その中に、家族の状況という項目があったかと思っておりますので、悉皆ではございませんけれども、おおむねの傾向はつかめるかと思っております。正式な詳しい数字は現在のところつかんでおりません。

大野はるひこ

午前中の質問を引き続きさせていただきたいと思っております。

認知症、知的障がい者、精神障がい者の方が徘徊をしてしまった場合に、警察が保護されますね、警察は保護をすると、その方の身元を調べるために、いろいろ聴取をされるわけなんですけども、その時間がすぐわかればすぐご対応できますけども、わからないままずっときてしまうと、1日しか拘留が、保護ができないということなんです。保護ができなくなってしまうのは困るので、警察はその延長手続をとるために裁判所でパトカーで行くとかですね、そういう措置を講じられて、またそのいろいろ調査をされるとお聞きしているんです。裁判所に行かない場合は、その対象者の方を一たん警察の外に出させていただいて、また保護をするといった形でその方の身元がわかるまで調べるっていうことをされているっていうことなんですけども、平日であれば区役所のほうに連絡をされて、どこかの部署で少しでも情報が得られればその方の対応ができる可能性もあると思うんです。

ところが、土日、祝日、板橋区役所はお休みですので、防災課のようにですね、そういった休みの日でも対応をすることができれば、警察もその少しの情報でも得られて、その方を無事に送り届けたりすることができると思うんですが、その辺のシステムについて、今後そういった形で板橋区としてはできないのかということと、あと先ほどお話にもありましたけども、一生そういった方を保護する施設があるというふうにお話ありましたけども、それはどこにあるのかということをお聞きしたいと思うんですけども、お願いいたします。

おとしより保健福祉センター所長

高齢者の徘徊の方になるかと思っておりますけども、先ほど言った虐待シェルターを必要な場合については使っているところです。今年度につきましてはですね、特養ホームのショートステイを使って確保して使っているところです。20年度につきましては、医療的な医療が必要な方もいらっしゃるの、そういう病院とそれから特養ですとか、有料老人ホームとか、そういうところにシェルターを確保するという予定でいるところです。

それで、迷子になってですね、その方の家族をどうやって探すかっていうようなことなんですけども、警察に保護されることも非常に多い、それから私どものほうで町のほうから一定、例えば出張所だとか、区の施設に迷子になっちゃってということで、平日の場合、その場合については私どものほうで家族を探したりというふうにもやっているところです。

1つは、住民票等で調べて、何か手がかり、その人の手がかりをもとにしてお名前を言ってもらおうとか、場合によっては、徘徊なんかしている方については、家族が名前をつけている場合もあるんですけども、そういう手がかりをもとにして住民票を調べて連絡をしていくというような形で家族を探しています。もう一つは、ひとり暮らしの見守り名簿についても、緊急連絡先等を備えてございますので、そういうものも使って調べます。

それで、その後、どうしても見つからない場合、保護しなくちゃいけない、保護といいますかどこか施設で見てもらわなきゃいけないというような方が出てきます。そういうときは、現在私どものほうでは、例えば今言ったシェルターも1つですし、場合によっては老健ですとか、医療が必要な場合は病院というようなところで、そういう見てくれるその人に合った見てくれる施設を一生懸命探して入所させるっていうことをやってございます。

それで、休みの日について、そういう入ってくれるところ、私ども連絡いただいて、警察からもそうなんですけれども、いただいてからその人の家族を調べて、そして受け入れ先を一生懸命探して確保するという対応がでございます。それで、特養なんかでしたら健康診断をしまして、伝染性の病気があるかないか確認をして、そして施設に一応入所するというふうにしてございます。日曜日とか祝日の場合は、私どもが引き取っても連絡先がないっていう現実的な問題がでございます。それで、そのことについて私どもも、見守りネットワーク会議です、警察、消防、それから町の人も入った形で会議を開いて、今の議員のご指摘のことについてもご相談をしているところです。警察のほうからも、そういうお話をいただいておりまして、ただ警察のほうも長くなると、今言ったような裁判所に行って、事務手続が非常に大変になって困るので、区のほうで何とかしてもらいたいというご要望もいただいているところです。

ただ、私どものほうの状況もお話をしまして、日曜日そういうふうな状況なんで、その部分についてはですね、警察のほうでお願いしますということで、その辺のところでも両方のできるような形で今お互いに連携をしてカバーしていくっていう方向で今警察とも一応協力関係をつくりながら対応してまいりたいというふうに思っているところでございます。

障がい者福祉課長

知的障がい者のそういった保護をされた場合でございますけれども、先ほどはぎわら委員のところでご説明申し上げましたSOSカード、これがこれからスタートするというところで、それが一つの手がかりになるということでございます。それで、保護者ないし関係者のところに連絡が通じる。それが、必ずしも持っているわけではもちろんございませんので、それにつきましては、安心ネットのほうにですね、警察のほうから連絡が行きます。そうすると、関係の団体ないし、それを思われる保護者のところに、だっと情報が流れていくような、そこまでまだシステマ的につくってはいないんですけども、実際そういうふうになっているというような状況がでございます。土日、夜間については、そのような形で対応させていただいているところでございます。

大野はるひこ

そうしますと、安心ネットさんに警察から連絡をすれば、大体身元とかそういうのを情報は得られるということ、カードを持っていなくても、SOSカードを、4月からじゃないですか、発行が、発行というか。

障がい者福祉課長

実は、既にそういった事例が1件ございまして、迅速に発見に、発見といいますか保護

者のもとに帰すという事例がございます。そうそうケースとして発生するわけではございませんので、今年度でいえば1件そういう事案があったということで、警察のほうも大変感謝しているというようなコメントがございました。

大野はるひこ

これ、ちょっとお借りしてきたんですけど、警察と防犯協会で命の笛というのをつくりられていますね。SOSカードもそうなんですけど、もしこういったものを対象になる方々がおつけただいていけば、これ笛だけじゃなくて中にIDカードが入ってですね、何かあったときにあけて見ると、この方どこの方なんだとわかるふうになっていますので、こういったものも、ぜひ警察と板橋区と連携をしていただいて、広く広めていただければそういった徘徊をされたときの方の安全確保等にもつながりますし、迅速な対応もできると思いますので、ぜひこれから警察署との連携を深めていただいて、ご対応をしていただけますようお願いをしたいと思います。

障がい者福祉課長

警察安全課との協議の中で、そういったお話も出てございます。今後ですね、年に1回ないしは2回、協議の場も、情報交換の場もつくりましょうということにしております。そういった中でですね、どういった協力ができるか、今度はSOSカードをつくりますので、その状況も踏まえてですね、今後検討させていただきたいと思います。

おとしより保健福祉センター所長

私どもも、見守り会議ですとね、3警察とは会議を持って情報交換をしております。今、おっしゃった笛についてもご提案をいただいているところでございます。私どもも、家族それからご本人がですね、名前を書くとか、名前を書いてもその部分をはぎ取っちゃうとかいろいろ実際上のところがございまして、必ずしも笛を必ずつけるってなかなか難しいといえますか、一つの手法であると思います。それで、ご家族の方も含めた形でですね、名前が、身元がわかるような形で警察とも連携するように、今後とも進めてまいりたいと思います。

大野はるひこ

次に、新型インフルエンザ対策についてお伺いをさせていただきたいと思います。

予算書では、ページ141の疾病予防の相談事業費(2)の防疫措置になるとは思いますけども、予算852万5,000円のうち、新型インフルエンザ対策費の予算は幾らか、お伺いをいたします。

予防対策課長

新型インフルエンザにつきましては、備品及び初期の消耗品等につきましては、本年度の補正予算の中で準備をしております。次年度はですね、ハードの部分ではなくてソフトの部分、医師会との協議による発熱センター設置に向けての準備ですとか、あるいは近隣区との協議によって、この地域全体の二次医療圏での新型インフルエンザの流行時の対策を、医療制度を、新型インフルエンザに係る医療機関の確保とともに、それ以外の先ほどお話にもありましたけど、出産ですとかそういった救急ですとか、そういう医療の質を保ったまま医療体制を組んでいくのはどうしたらいいかというようなことの協議をですね、主に20年度は取り組むこととしてございますので、こちらの防疫措置のほうに予算計上

している項目はございません。

大野はるひこ

医師会とのすり合わせは、うまくいかれていますか。

予防対策課長

1つにはですね、今年度より本格的に設置いたしました感染症ネットワーク会議がございます。これは、健康危機管理の会議の下の下部組織として位置づけましたけれども、区内病院及び医師会の委員からなる会議でございます。こちらでの協議、検討を軸にですね、具体的なことについては、今後、医師会との協議を設けていくということとしております。今のところは、昨年度の、昨年12月に行いましたインフルエンザの講演会及び机上の訓練の中でですね、今のところの新型インフルエンザへの発生の危機に関する共通認識を持つ、それからどんなような対策が必要かということについての共通認識を持つということまで整いましたので、ここからスタートをしたいというふうに考えております。

大野はるひこ

すみません、ちょっともう一度再質問なんですけど、20年度の予算は新型インフルエンザについては組まれていない、今私質問したときにそういったお答えだったんですけど、そうすると、予算が組まれてないっていうことは、対策ができないっていうことになるんじゃないでしょうか。

生活衛生課長

いざ発生した場合にはですね、全国で64万人罹患するというようなことでございますので、大災害に匹敵するような事態になるかと思います。その場合には、災害予算と同じようなお金がかかる、医師会、医師の応援を受けて何時間も頼むというようなことを2か月ぐらい想定されるわけです。そのお金というのは、災害予算に準ずる考え方をもって、当初予算では普通、災害予算組みませんので、補正なりをして対応していくという考え方でございます。

大野はるひこ

例えば、実地訓練等を、例えば他区の場合ですと、防護着衣訓練とか、トリアージ訓練とか、隔離搬送訓練、防護服脱衣訓練等の実施をしていますよね、そういったことは、板橋区では考えていらっしゃるでしょうか。

生活衛生課長

過去に、アイソレーター訓練もやってございます。他区で防護服着脱訓練等、確かにやってございます。有効なことでございますので、板橋区としても考えていきたいと思っております。

大野はるひこ

例えば、これ感染症ですから、板橋区1地域の中だけの問題じゃなくて、近隣区で発生した場合に、板橋区内の医療機関へその他区の方が搬送されたりして病院に入られますよね。そこだけで終わらなくて、やっぱり広まって板橋区でも発生した場合に、いざ患者さんが出たときに、区内の病院はいっぱいで受け入れ態勢ができないというようなことも想

定されると思うんですけども、その辺のところはどのようにお考えかお願いします。

生活衛生課長

板橋区の場合においては、区内の小学校において、発熱センターを設置する予定でございます。そこで、医師会からドクターに来ていただいて、重症度の判定をしてですね、軽症の方はタミフル、抗インフルエンザ薬がありますので、お渡しして、自宅で静養していただくというようなことを中心に、その重症度の判定をする場を設けるということでございます。でないと、医療機関に殺到するということになりますので、真に医療が必要な方は病院に搬送するというところでございます。

予防対策課長

さらには、今はかなり大規模に患者さんが出た場合でございますけれども、それ以前、もう少し小規模な時期、他区にまたがって事例が出ているというような時期には、20年度に板橋区には豊島病院がございますけれども、感染症指定医療機関を核として、その地域ごとに都内を10か所の地域ブロックごとにわけた協議体、区と病院との協議体をつくって、その中で医療体制の整備を行うということが東京都のほうで20年度の対策として打ち出されていまして、板橋区もその方針にのっとって近隣区と協議を進めてまいります。その中で、当然、各区とも区内の医療機関だけでは不十分というところはこの区もございますので、比較的広い圏域を視野にして、医療体制を確保していくということを想定して今後検討してまいります。

大野はるひこ

時期的に、冬に発生する可能性が強いと思うんですけど、例えばタミフルというんですか、その打つ薬品等の備蓄は、もう十分な量は確保できているんでしょうか。

生活衛生課長

国の計画では、4人に1人感染するというところで、2,500万人分備蓄ということになってございます。国と都道府県でそれぞれ半分ずつ負担してですね、総必要量は確保できているということでございます。ただ、最近の研究では、そのタミフルがもっと必要量、今1人10錠という、2錠ずつ5日というような数なんですけど、もっと要るんじゃないかということもあって、それはさらなる備蓄、あるいはワクチンの研究等、今のほうでやっているところでございます。

大野はるひこ

そういう備蓄の予算というのは、すみません、今私が言った防疫費の中の予算から使われるわけじゃないんでしょうか、それをちょっと教えてください。

生活衛生課長

都と国でやってございますので、区は備蓄は求められていないわけです。ただ、初期発生、もし板橋区で発生した場合に、封じ込め等を考えるとですね、1万錠ぐらい、1,000人分ぐらい必要じゃないかということで、補正予算を組んで、ただ執行はまだ正確にはできてないんですけど、組んで、来年度もその手当はする予定でございます。

予防対策課長

本年度の補正予算で、新型インフルエンザ関係の備品、陰圧テント4基、また診察に使うガウンですとか、消毒用品等で762万3,000円、備品がそうですね。消耗品のほうで、308万7,000円の補正予算をもちまして、初期の区で初動に使うものとしての準備は整えてございます。タミフルも、本来的には東京都のほうから発生時には配備されるものということになってはおりますけれども、板橋区内で初発の患者さんが出てしまったというようなことも想定しまして、先ほど生活衛生課長が1,000人分というふうに申し上げましたが、急遽ということもございまして440人分、区のほうで確保してございます。残りの分につきましては、昨今ですね、タミフルがきかないインフルエンザが出てきたというような報道もございましたし、ワクチンの作成状況や、新薬、新しいお薬の開発状況等も踏まえて、今後の残りの分を、すべてタミフルを必要とするのかということも検討しながら、準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

大野はるひこ

医師会との連携も大事だと思いますけども、消防署やですね、板橋区内消防団等の連携を図っていただいて、インフルエンザに対して具体的な策を講じていただければ、被害も最小限に食い止められると思いますので、どうぞご対応いただけますようお願いしたいと思います。

それと、高齢者元気、先ほど質問ありましたけども、元気リフレッシュ事業についてお伺いをしたいんですが、これ、予算1億3,003万5,000円、対象者約5万人ですけども、1人5,000円の利用券を単純に掛けると2億4,000万強の予算になるんですけども、これ、私ずっと思ってるんですけど、せっかくだいい事業なので、対象の方やっぱりすべて受けていただければなと思うんです。知っていて受けたくないよっていう方は、それで構わないと思うんですけども、この前もちょっと自宅のほうに匿名で電話があってですね、何でそういう事業をもっと言ってくれないのって言われたんですが、私も事あるごとにぜひ広めさせていただいてご利用いただきますかというお話ししているんですけども、ぜひ、今後周知の方法をもっと皆さんに板橋区役所のほうからもっとさらに別な形でお広めいただければと思いますので、どうぞよろしく願いたいと思います。終わります。

主査

簡単に答えて。

介護保険課長

先ほどもご答弁させていただきましたけど、周知については、極力努力させていただきたいと思います。

大野はるひこ

シルバー人材センターについてお伺いをさせていただきます。

登録をされている方の稼働率アップということを掲げられておりますけれども、自転車駐車場にいらっしゃる方はシルバー人材センターに登録されている方だと思っておりますけども、不法駐輪を取り締まられている方に関しては、区外の民間の事業者に委託をされているというようなことがあるとお聞きしたんですけども、その辺いかがでしょうか。

生きがい推進課長

私ども所管でシルバー人材センターに対する補助をしているわけですがけれども、そちらの部分、駐輪場の部分につきましては、交通対策課のほうで所管になっておりまして、ちょっと細かく把握しておりませんので、申しわけございません。

大野はるひこ
すみません、申しわけございません。
これは、これ以上質問したらまずいですよね。

主査
所管が違うからね。

大野はるひこ
違いますからね。
敬老関係経費ということで、敬老、入浴という、1億3,000万からの予算が入っているんですけども、これは敬老の方にお風呂の入浴券を配られる事業でしょうか。

生きがい推進課長
これにつきましてはですね、公衆、区内の公衆浴場組合にご協力いただきまして、高齢者の方に、70歳以上の方に敬老入浴証ということで配付を民生委員さんに協力していただいて配付をしている事業でございます。この敬老入浴証につきましては、年間20回まで1回50円の料金で区内の公衆浴場が使用できると。これによりまして、高齢者の健康づくりとか、あるいは閉じこもり予防とかそういったことを目的に行っている事業でございます。

大野はるひこ
70歳以上の方で、もしこの券を民生委員の方が配られて、私は使わないわっていう方はいらっしゃるんですか。

生きがい推進課長
この事業につきましては、公衆浴場の利用ということで行っている事業でございますので、自宅に風呂がある方についてもそういったところに行きたいって方もいらっしゃるんですけども、私はそういうところには特に行くつもりはないという方もいらっしゃいますので、それにつきましては、特に無理にお渡しするといったことはございませんので、そういった方も実際いらっしゃいます。

大野はるひこ
断られた方にほかのものを提供するってということはないわけですよね、そうしますと。

生きがい推進課長
これにつきましては、入浴を通して健康づくりとか、閉じこもり予防をしてもらおうというような趣旨でございますので、これにかわるものについては考えているものではございません。

大野はるひこ

ありがとうございました。終わります。